

〔研究報告〕

日本国憲法の平和主義

——平和に生きる権利の意味するもの——

浦田賢治

はじめに

日本社会の発展にとって憲法の平和主義はどういう役割を果たしてきたのだろうか。このような課題を、権力政治の立場からでなく、日本の民衆の立場から考察してみたい。

東ドイツのある法哲学者が、最近私に送ってくれた彼の論文——「科学技術の進歩の下での人権」——の中に、つぎの事実が紹介されている。

長期的にみれば、高度の軍備は民間産業における投資と労働生産性を低下させる。たとえば、一九六〇年代についてみると、日本の軍備支出率の極端な少なさ——アメリカの九分の一——が、社会総生産への投資——アメリカの二倍強——および労働生産力の成長の高さ——アメリカの六・七倍強——と、強いコントラストを示している、という

のである。

この数字は、統計的にはより正確なものにする必要がありそうである。だが、日本国憲法の平和主義が日本経済の高度成長となんらかの関係があることを示唆するのに十分である。もちろん、平和主義は単に高度経済成長と関係があるだけではない。それは、日本の民衆の生き方の問題と密接な関連がある。

私は、この報告では、互に関連した二つの問題をとりあげる。第一は、民衆にとって憲法の平和主義とはなにか、また、平和条項の解釈および運用にさいして、民衆はいかにかかわってきたか、ということである。第二は、平和に生きる権利とはなにか、そして、この権利は民衆にとっていかなる役割を果たしてきたか、ということである。

一 平和条項の意味と運用

1 日本国憲法（一九四六年）の平和主義は、人権が尊重され、主権が確立されるための基礎的な前提条件である。平和条項は平和主義の内容を直接的に明文化したものである。前文と第九条がこれにあたる。その法規範的内容は、世界諸国の憲法の歩み——国連による集団安全保障および戦争の違法化——の流れに沿っている。そればかりでなく、その流れを質的に一步超えるものをもっている。この点にこそ、平和条項の特色がある。平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して安全と生存を保持すること、いっさいの戦争を放棄すること、それゆえ、すべての戦力を保持しないこと、これである。たとえば、軍国主義勢力を一掃し、国際協調主義と軍事的中立主義をとる。一切の戦争準備行為を禁止し、平和のうちに生存する権利を承認する。これらは平和条項の具体的内容である。平和主義は、現

代の立憲主義——民主主義の統治形態および基本的人権尊重——と結合しなければならないし、憲法上は結合している。この結合物を立憲平和主義の日本的形態と、私は呼んでおきたい。理論的かつ規範的にいえば、立憲平和主義は、単に憲法制度として存在するだけでなく、国家生活と社会過程の基準的規範である。その意味で、立憲平和主義は、現実的かつ具体的な憲法秩序として存在しなければならないはずである。

2 では、憲法規範としての立憲平和主義は、統治権力によって、いかにして、どこまで、空洞化されてきたのだろうか。また、この空洞化の動きに対して、民衆は、立憲平和主義の諸条項を活用することによって、権力をどの程度制約してきたのであろうか。

憲法の正文を改めることを阻まれているので、立法院（国会）と行政府（政府）は、平和条項を拡大解釈することによって、占領終結のあとにも、日米軍事同盟体制をつくり、その枠ぐみの中で日本の再軍備を進めてきた。このことによって、平和条項の重要な部分が空洞化されてきた。すなわち、まず、「戦争準備、戦力保持および戦争（武力行使）を禁止する」という条項は、自衛隊を中心とした軍備と武器生産をおこなう産業活動の復活強化によって、空洞化がなされた。つぎに、「軍事的中立主義」を空洞化したのは、日米安保条約を頂点とする軍事同盟である。第三に、「平和的生存権」（平和に生きる権利）は、これを単に政治的宣言にすぎないと解釈し、したがって國權の行使を現実具体的に拘束する法規範でないと取扱うことによって、その実現が阻まれてきた。

このような環境の中で、政府はこれまでつぎのような法解釈上の技術を用いてきた。すなわち、戦争に至らない自衛行動は許される。戦力に達しない自衛力保持は禁止されていない。そして、自衛権の行使は國の交戦權の否認に反

しない、というのである。

最高裁判所も、砂川事件において、つぎのように判示した（一九五九年）。

米軍の日本駐留は、その違憲無効が一見明白であるとはいえない。ただし、駐留米軍はわが国自体の戦力ではなく、その目的は日本の防衛力の不足を補うことである、と。

日本の平和運動と民主勢力は、支配階級および統治集団による憲法空洞化の試みに抵抗し、そして、憲法の平和的民主的条項を政府が完全に実施するように要求する運動を続けてきた。政府の統治政策と野党および民衆の運動は長年、緊張関係をはらんできた。そのひとつの側面だけをあげると、政府は、外国への武器輸出を禁止し、国民徴兵制および自衛隊の海外派兵が禁止されているという憲法解釈を示してきたのである。そして、非核三原則——核兵器を持たず、作らず、持ちこませず——を堅持することを、政府の防衛原則としてきたのである。

しかしながら、近年における国際情勢の変化および日本の経済大国化という背景の中で、日本は軍事同盟における役割分担を従来にくらべてきわめて積極的なものに変化させるかどうか、その決断をせまられるような新たな段階に入った。これまでの防衛原則そのものを見直すように求める内外の声と力が、急速に強まった。これに応えようとする動きのひとつが、たとえば、一昨年（一九七八年）の「有事立法」（緊急事態立法）問題であったといえよう。

一九八〇年代にはいった今日、日米安保条約の拡大解釈がさらに進み、それを通じて、自衛隊が他国領域で武力戦闘行為を行なうことが検討されている。このような自衛隊の行動は、国の本来の自衛権の枠を超える。そう考えると、この枠を打開する法技術は一応二つ考えられる。その一は、自衛隊の海外派兵を集団的自衛権——国連憲章五一

条、対日平和条約——によって積極的に合理化することである。他のひとつは、他国からの侵略に反抗する戦争は国際法上の「国の交戦権」行使として容認されるとして、従来の見解を変えることである。現にいま、このような動きが表面化している。

このような動きに抵抗する民衆の武器となるのが、つぎにのべる平和に生きる権利という新しい人権観念である。

二 平和に生きる権利の意味と役割

1 「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」(憲法前文)。

平和と人権を全面的に侵害したファシズムを倒し、平和のとりでに人権尊重の新世界を築こうとした民主主義の運動と思想は、平和に生きる権利という観念を日本国憲法の中に表現した。科学技術の発展、とくに原子力エネルギーの発見によって、世界史はまったく新しい問題に直面した。もはや理性的指導者ならば、核兵器を使用することはできないはずである。他方、平和を守る民衆の意識と運動が戦後急速に成立していった。

平和に生きる権利の法思想的根拠を、自然法に求めるにせよ、民衆の人権意識の成熟に求めるにせよ、あるいは抵抗権、生存権および平和獲得権の結合に求めるにせよ、いずれにしても、この権利は憲法上の権利であることが確認されるに至った。

この権利の実定憲法上の根拠、その内容、そして裁判規範性が、本格的に問題にされはじめたのは、「えい患庭事件」

からである。そこでは、自衛隊の憲法適合性はじめて裁判所で争われた。その、「長沼ナイキ基地訴訟」において、はじめて、この権利が裁判所（札幌地方裁判所）によって、正式に認知された。それによると、北海道の札幌に近い長沼町の地域住民たちは、平和に生きる権利の主体である。現に、自衛隊のナイキ基地をつくる目的で、馬追山の水源涵養保安林の伐採を認める農林大臣の処分は、地域住民の平和に生きる権利を侵害している。したがって、裁判所が違憲法令審査権を積極的に行使すべき理由がある、と判示した（一九七三年）。

この判決は控訴裁判所によってくつがえされ、事件は最高裁判所に係属中である。学説の中には、森林法にもとづく保安林制度が住民の平和に生きる権利を具体的に保障しているという札幌地方裁判所の見解に賛成しないものもある。この権利は抽象的なもので、裁判規範としては使えないという。しかしながら、保安林の跡地にミサイル基地を設置することによって、地域住民が敵国による反撃の被害をこうむる現実的危険性が生じるのである。そうであるかぎり、地域住民がこの危険性を防ぐための要求を提出するのは当然であるといえよう。立法府と行政府が地域住民の要求に応えず、したがってその要求を裁判所に提出するほかない以上、平和に生きる権利を裁判規範としてとらえる必要は、十分存在する。

2 平和に生きる権利の現代的意義は、その裁判規範性にとどまるものでない。平和のとりでとうえに人權が尊重される新しい世界を築きあげるといふ平和憲法の全構想を承認するかぎり、平和に生きる権利は、その構想の中心に位置づけられるものである。それは、古い社会の体質そのものを変え、新しい社会の基礎づくりをするのに役立つ現代的理念である。また、古い国家統治にみられる戦争志向性を否定し、新たに、国家の全統治活動の組織と作用を平和

へと基本的に方向づけるものである。いわば、「平和のための革命」を方向づける法的観念である。

この観念について日本の学者、研究者たちは、単に法学の観点からだけでなく、経済、政治、社会、文化、国際関係などいろいろな側面から、組織的研究を進めている。

ところで、平和に対する権利という観念が、最近、国際連合の諸文書の中に表現されるようになった。このことは、憲法の国際化という意味においても、歓迎すべき事柄である。一九七八年の国連軍縮特別総会の宣言——「平和的生存のための社会的準備に関する宣言」（一九七八年十二月）——は、はじめて国連文書がこの権利を承認したものである。重要な国際文書となるだろう。すでに、国際人權規約（一九六六年採択）B規約二〇条一項は、「戦争のためのいかなる宣伝も、法律で禁止する」と定めていた。日ソ両国とも、留保をせずに批准したこの条項が、それぞれの条件に応じて今後、国内法化されることを、国際人權規約は期待しているのである。ちなみに、今年六月、パリで開かれたユネスコの軍縮教育に関する世界会議は、その最終文書において、平和に対する権利を承認した。

むすび

人類史上、初めて原子爆弾の被災国となった日本では、いま、平和に生きる権利を実現するための諸運動が展開されている。

そのなかから、いわば立法運動の試みを紹介するとつぎのとおりである。第一は、原子爆弾の被爆者援護法の制定である。それは、単なる社会保障立法の性格を有するものではなく、原子爆弾使用がもたらした戦争の被害に対する

国家補償の原則の確立を求めている。第二は、「核兵器の製造、保持、持込み等の禁止に関する法律案」である。この法律は、日本国において、核兵器を持たず、つくらず、持込ませずという「非核三原則」を堅持するための法律である。第三は、「核兵器使用禁止国際条約案」である。これは、「いかなる状況下においても」核兵器を最初に使わないという原則の確立を求めている。そして、これら三つの立法要求は、三位一体の関係にある。

平和に生きる権利を単に理念として承認するだけでなく、これを実際に実現させようと構想するなら、人間、社会、国家そして世界の全領域で、真に「平和のための革命」が必要とされるにちがいない。革命であるから、変革は全面的であり、かつ根本的であるにちがいない。とすれば、これを方向づける哲学そのものが変革されることになろう。

平和主義というイデオロギーそのものが正しいと主張するのではなくなるだろう。平和は人権尊重と民主主義の前提条件であるという現実性こそ、平和の主張の正当性を基礎づけるものである。この意味で、平和主義と平和に生きる権利の問題は、現代日本の法イデオロギーと法の科学の双方にとって、その根本的な見直しをせまっているということが出来る。

〔あとがき〕

これは、モスクワのソ連社会科学アカデミーの国家・法研究所において、第一回日ソ法学シンポジウムが開催されたさい、初日冒頭に私がおこなった報告の草稿である。このシンポジウムは、一九八〇年十一月二十五日から十二月一日にかけて五日間、モスクワ（右研究所）とタシュケント（タシュケント大学哲学・法研究所）で、実施された。